

## さいたま市告示第1184号

### さいたま市水道局告示第92号

さいたま市の競争入札参加資格に関する告示（令和2年さいたま市告示第1183号）5(1)エ及びさいたま市水道局の競争入札参加資格に関する告示（令和2年さいたま市水道局告示第91号）5(1)エの定めにより、建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）に係る資格審査の申請について、電子情報処理組織（参加自治体に属する知事、市長又は町長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織のことをいう。）を使用して行う場合の申請方法等を定めたので、次のとおり公示する。

令和2年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

#### 1 用語の定義

この公示において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

- (1) 埼玉県電子入札共同システム（以下「共同システム」という。）

埼玉県と県内市町等の共同で開発した電子情報処理組織のことをいう。

- (2) 電子申請

建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理に係る競争入札の参加資格に関する審査の申請に、共同システムを用いて行う申請のことをいう。

#### 2 電子申請を行うことができる者

電子申請は、次の全ての要件を満たしていなければ行うことができない。

- (1) 申請の区分は、次のいずれかであること。

ア 建設工事

イ 設計・調査・測量

ウ 土木施設維持管理

- (2) 申請日現在、共同システムに登録している事業所であること。

- (3) さいたま市の競争入札参加資格に関する告示（令和2年さいたま市告示第1183号）の3及びさいたま市水道局の競争入札参加資格に関する告示（令和2年さいたま市水道局告示第91号）の3に該当する者でないこと。

#### 3 電子申請の申請方法

- (1) 電子申請は、申請者又は申請者から資格審査に関する権限の委任を受けた代理人（以下「申請者等」という。）が行うことができる。

- (2) 申請者等は、共同システムを利用して競争入札参加資格申請をさいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）に行わなければならない。

- (3) 申請者等は、申請の際、共同システムに参加する自治体の中から申請を希望する自治体としてさいたま市を選択することで、市長等に対し申請を行うものとみなす。

- (4) 申請者等は、電子申請後、別表に掲げる書類を郵送等により市長等に提出しなければならない。

なお、別表に掲げる書類のうち、共同システム参加自治体共通書類については、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に提出したものとみなす。

#### 4 電子申請の受付期間等

##### (1) 受付期間

###### ア 建設工事

令和2年10月9日から令和2年11月26日まで

設計・調査・測量あるいは土木施設維持管理を同時に申請する場合の受付期間は、4(1)イのとおりとする。

###### イ 設計・調査・測量及び土木施設維持管理

令和2年10月9日から令和2年11月13日まで

##### (2) 郵送先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課審査担当（工事）

#### 5 電子申請に使用する言語等

##### (1) 電子申請は、日本語で行うこと。

なお、電子申請に使用することができる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。また、申請内容（人名及び法人名を含む。）において、これ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はカタカナ等に置き換えるものとしなければならない。

##### (2) 提出書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

##### (3) 電子申請の金額は、日本国通貨で表示すること。また、提出書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記し、又は作成すること。

#### 6 その他

詳細は、令和3・4年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引による。

## 別表

添付書類	申請区分 建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
送付票	○	○	○
代理申請する場合の委任状	○	○	○
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○
「法人税」並びに「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○		
社会保険等の加入確認資料の写し【経営事項審査の総合評定通知書で社会保険等が「無」の場合又は建設工事を申請しない場合のみ対象】	○		○
建設業許可通知書又は許可証明書（写し可）	○		
建設業許可申請書（様式第一号）、営業所一覧表（別紙二）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し	○		
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】	○		
登録情報を証明する書類の写し		○	
申請事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○	○

添付書類		申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況			○		
ISO9001 認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】			○		
ISO14001 認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】			○		
監理技術者の状況			○		
建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）			○		
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】			○	○	○
官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合	官公需適格組合証明書の写し		○		
	経営事項審査の総合評定値通知書の写し（組合と組合員のもの）		○		
	官公需適格組合資格審査数値計算表		○		
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】			○	○	○
使用印鑑届【代理人を設置しない場合のみ対象】			○	○	○
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】			○	○	○
誓約書			○	○	○
個別情報報告書			○	○	○
資本関係又は人的関係確認書			○		

添付書類	申請区分 建設工事	設計・調査・測量	土木施設 維持管理
災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団体加盟証明書	○		
エコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）	○		
以下のア～ウのいずれかの書類の写し ア さいたま市と締結している包括連携協定書 イ さいたま市CSRチャレンジ企業認証書 ウ さいたま市健康経営企業認定証	○		
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）の資格者証及び常勤していることがわかる書類の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
CPDS／CPDで取得した単位数等がわかる証明書等の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内で土木・建築・電気・管・舗装・造園のいずれかの業種を申請する場合のみ対象】	○		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し又は消防団協力事業所認定継続通知書の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
協力雇用主の登録に関する証明書の原本【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		